

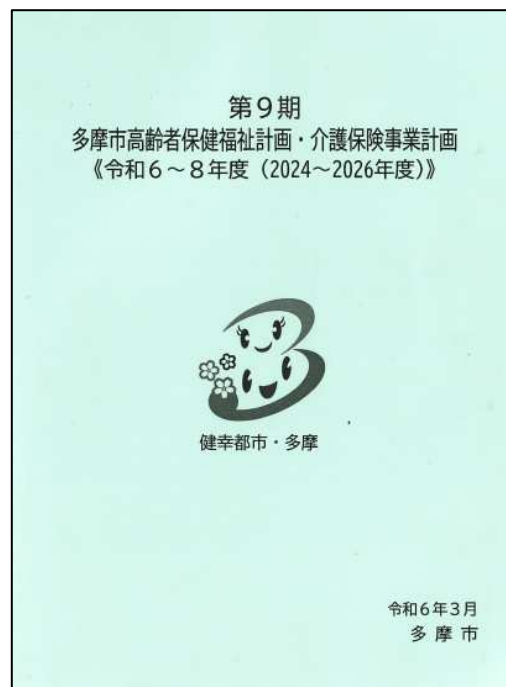
令和6年6月24日
多摩市まるっと協議体

第9期多摩市高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画と生活支援体制整備事業について



多摩市 健康福祉部 高齢支援課
介護予防推進係

1 第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について



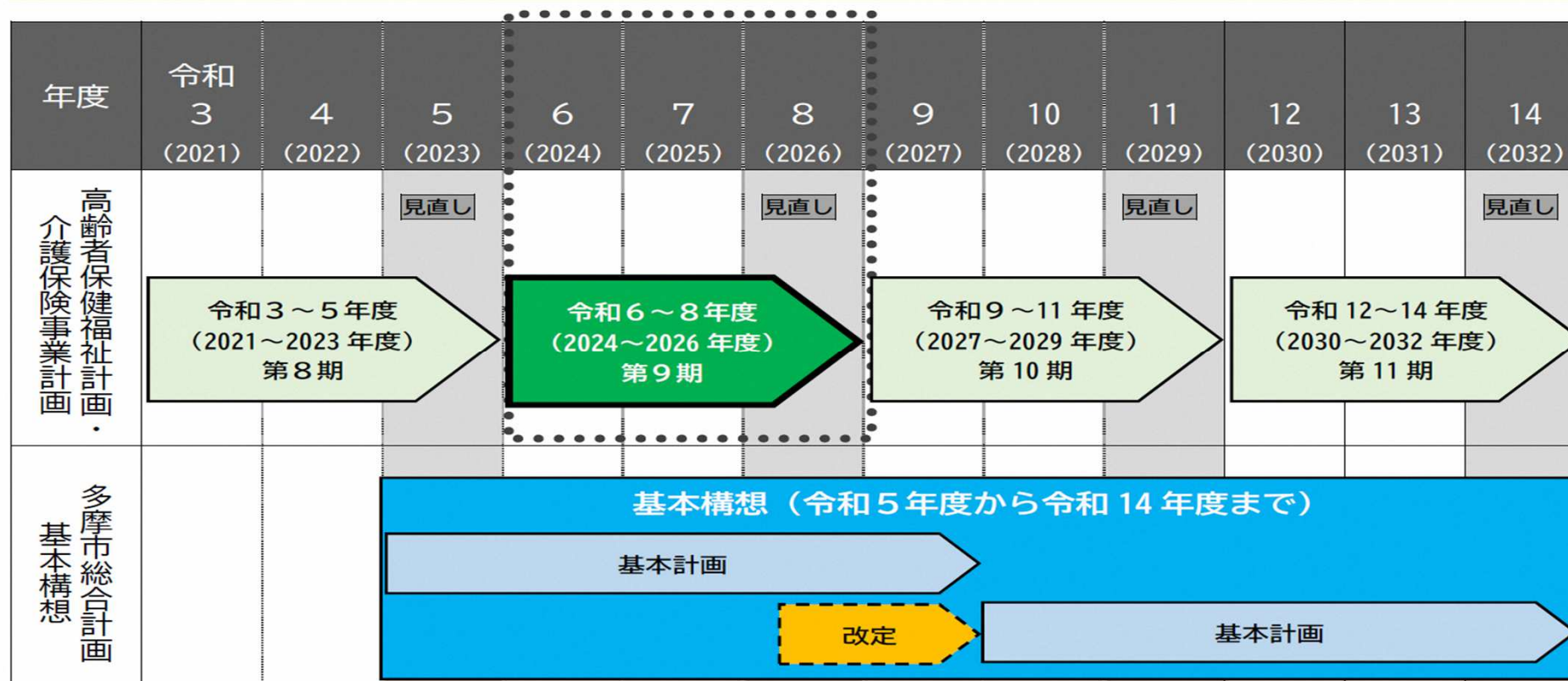
❖ 計画策定の目的 ❖

老人福祉法に基づく老人福祉計画と、介護保険法に基づく介護保険事業計画を根拠とし、高齢者の総合的・基本的計画として一体的に策定します。

また「第六次多摩市総合計画」のもと、「多摩市地域福祉計画」の関連計画（個別計画）と位置付けています。

❖ 計画の期間 ❖

計画期間は、介護保険法の規定に基づき、令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度までの 3 年間とします。



高齢者の状況からみた課題と方向性

▶将来の人口構造からみた課題から

- ・ 増加する後期高齢者、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯への対応が必要

▶健康や社会参加状況からみた課題から

- ・ 65歳健康寿命と主観的健康観のさらなる延伸が必要
- ・ 介護予防やフレイル予防の促進が必要
- ・ 地域活動やグループ活動など社会参加への参加促進が必要

▶介護の現状からみた課題から

- ・ 要介護者の状況から、認知症への対応が必要

▶生活環境からみた課題から

- ・ 見守り・助け合いの状況等の観点から、地域での見守りや助け合いの促進が必要
- ・ 地域での交流の機会の希望等から、地域での居場所づくりが必要

第9期計画の基本理念と基本目標

第六次 多摩市総合計画基本構想 将来都市像

「つながり 支え 認め合い いきいきと かがやけるまち 多摩」

分野別横断的に取り組むべき重点テーマ

1 環境との共生 2 健幸まちづくりの推進 3 活力・にぎわいの創出



誰もが健康で幸せな生活を送ることができるまち
「健幸都市（スマートウェルネスシティ）・多摩の創造」



<基本理念>

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと
安心して住み続けられるまちづくり

基本目標①
健幸寿命を
延伸する

基本目標②
安心して暮らせる
しくみを強化する

基本目標③
介護保険サービスを
適切に利用できる
環境を整備する

基本目標 1 健幸寿命を延伸する

健 康

維持しうる心身機能を必要に応じて適切な支援を受けながら維持・向上させている

幸 せ

- ・ 自己肯定感がある
- ・ 主体的に行動している

健 幸

自分らしく毎日いきいきと暮らしている状態

住み慣れた地域で“健幸”に暮らし続けることができるよう、医療や介護予防等の体制を充実させ、高齢者が地域とつながり、生きがいを持てる環境を整備し、住民同士が支えあえる地域づくりを進めていく

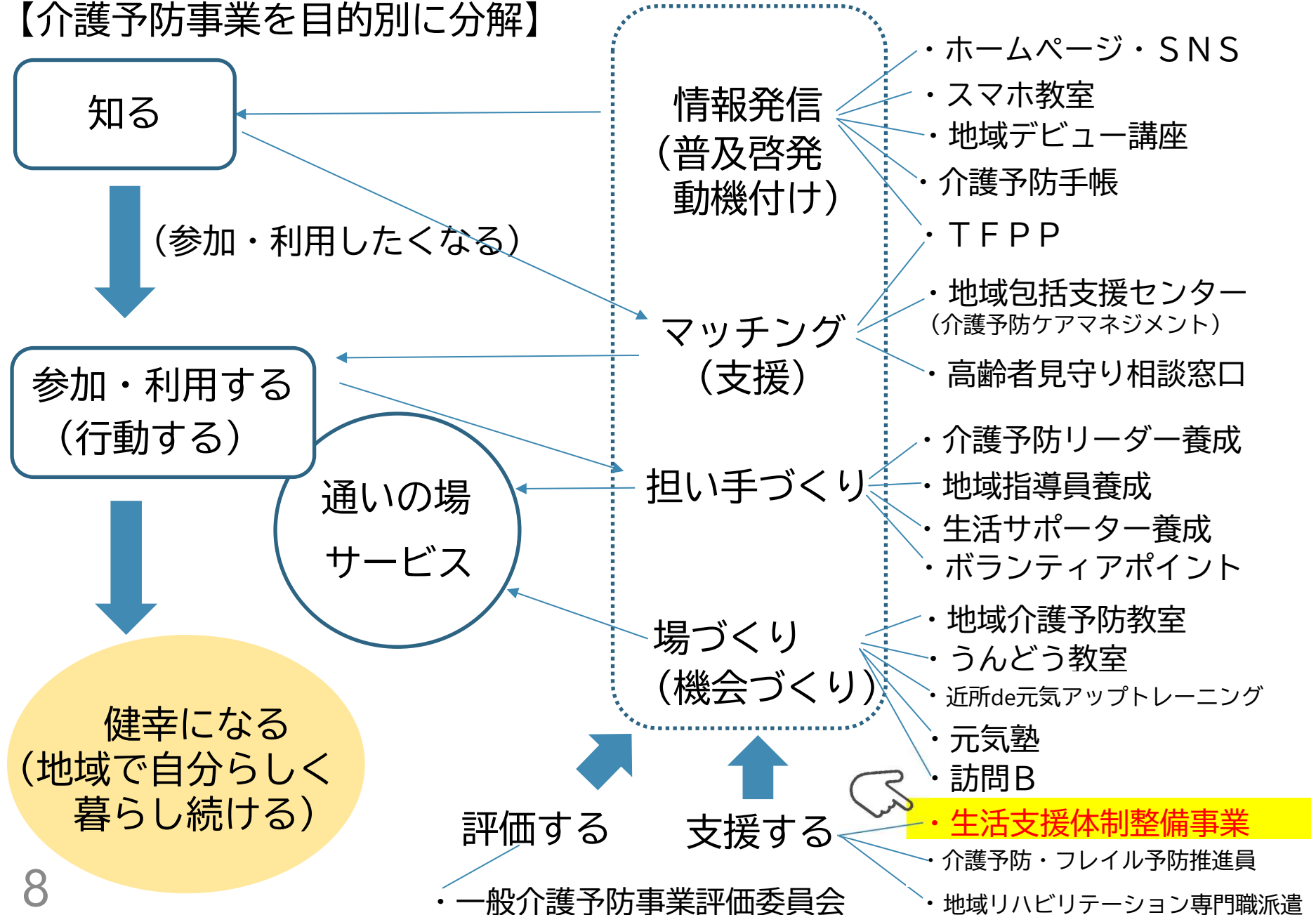
介護予防推進係では、**介護予防と生活支援**の取り組みを実施

基本目標達成に向けた取り組みの項目

1. 健康づくり・フレイル予防・介護予防の推進	(1) 健康づくりの推進	①地域における健康づくりの推進 ②高齢期に着目した健康支援
	(2) フレイル予防の推進	①フレイル予防の普及・啓発 ②介護予防活動等の情報提供と事業周知の強化 ③デジタルデバイド対策の推進
	★重点 (3) 地域における介護予防活動のさらなる推進	①地域の介護予防を担う人材の育成 ②住民主体の通いの場による介護予防活動 ③介護予防ボランティアポイント制度の充実
		④リハビリテーション専門職等による地域介護予防機能の強化
		⑤介護予防事業評価事業の実施
		⑥感染症の予防と拡大防止
2. 地域における生活支援体制の充実	(1) 介護予防・生活支援サービス事業の充実	①生活支援の担い手の育成と社会参加の促進 ②多様なサービスの拡充
	★重点 (2) 日常生活を支援する体制の整備	①生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置・協議体の設置 ②地域のニーズに合わせた多様な主体による支援体制づくり
		③地域における通いの場や支え合い活動等の把握や創出

多摩市の介護予防事業について

【介護予防事業を目的別に分解】



2 生活支援体制整備事業について

1 生活支援体制整備事業の法的位置づけ

地域支援事業（介護保険法第115条の45）

被保険者が要介護状態等となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進するもの。

●包括的支援事業（2項）

要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために実施する事業

○地域包括支援センター運営分

- ①総合相談支援事業（1号）
- ②権利擁護事業（2号）
- ③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（3号）

○社会保障充実分

- ①在宅医療・介護連携推進事業（4号）
- ②生活支援体制整備事業（5号）
- ③認知症総合支援事業（6号）
- ④地域ケア会議推進事業

③生活支援体制整備事業

被保険者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に係る体制の整備その他のこれらを促進する事業

- ・第1層 協議体 生活支援コーディネーター
- ・第2層 協議体 生活支援コーディネーター

○任意事業（3項）

- ・介護給付費適正化

●介護予防・日常生活支援総合事業（1項）

要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うために実施する事業

○介護予防・生活支援サービス事業（1号）

- ①訪問型サービス
→総合事業訪問介護、住民主体による訪問型サービス
- ②通所型サービス
→総合事業通所介護、通所型短期集中予防サービス
- ③介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

○一般介護予防事業（2号）

- ①介護予防把握事業
→TFPP
- ②介護予防普及啓発事業
→介護予防手帳、地域デビュー講座など
- ③地域介護予防活動支援事業
→介護予防リーダー養成、地域介護予防教室補助金、近所de元気アップトレーニング補助金、うんどう教室、地域指導員養成、介護予防ボランティアポイントなど
- ④地域リハビリテーション活動支援事業
→リハ職派遣
- ⑤一般介護予防事業評価事業
→一般介護予防事業評価委員会

2 生活支援体制整備事業の目的

目的

単身や高齢者のみ世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、市町村が中心となって、NPO法人、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、介護サービス事業所、シルバー人材センター、老人クラブ、商工会、民生委員等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目的とする。

生活支援コーディネーターの配置

全市・・・第1層生活支援コーディネーター
圏域・・・第2層生活支援コーディネーター

- 資源開発
- ネットワーク構築
- ニーズと取り組みのマッチング

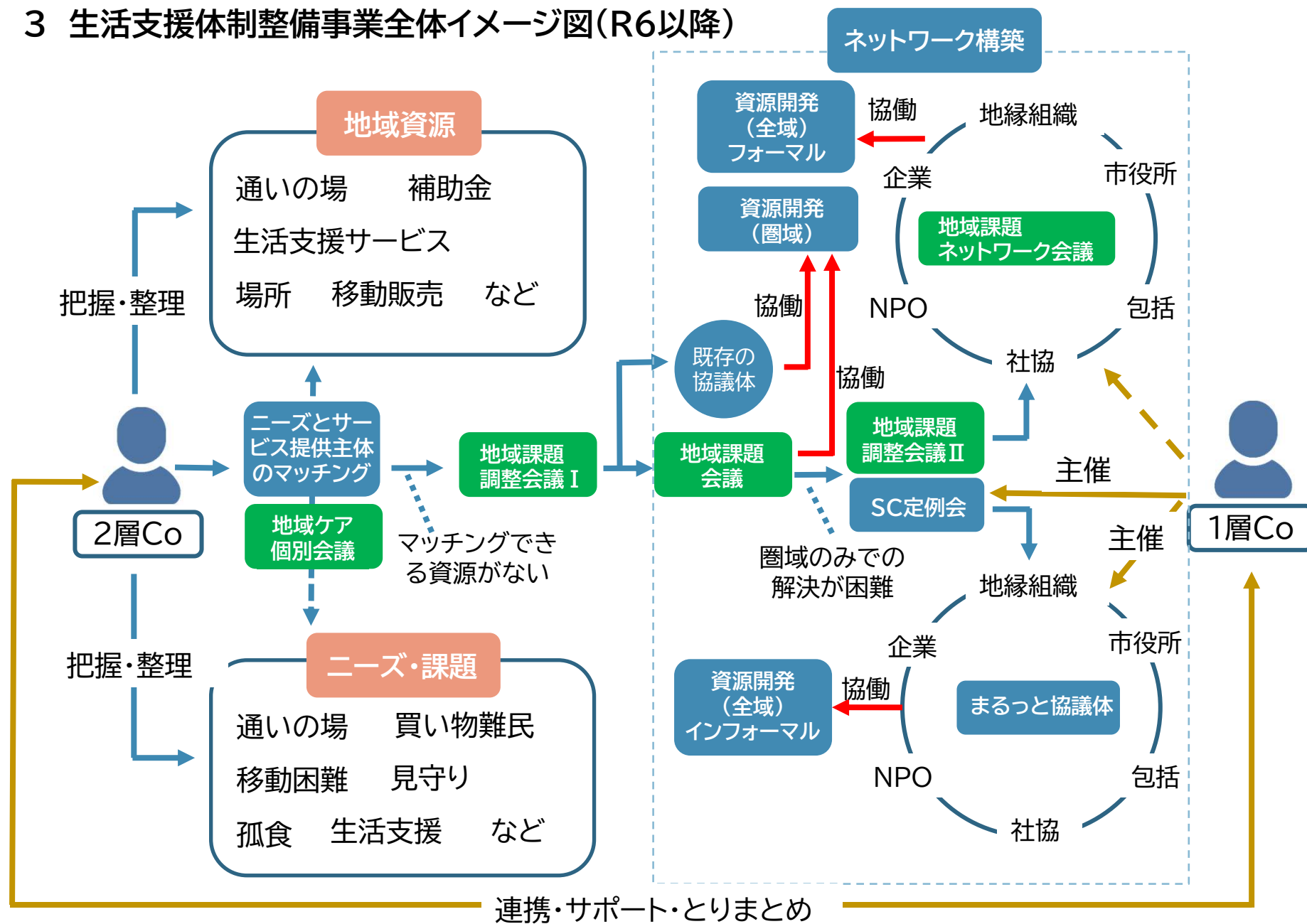
協議体の設置

全市・・・多摩市まるっと協議体
圏域・・・地域福祉推進委員会(現在)
地域ケア会議(R6年度)

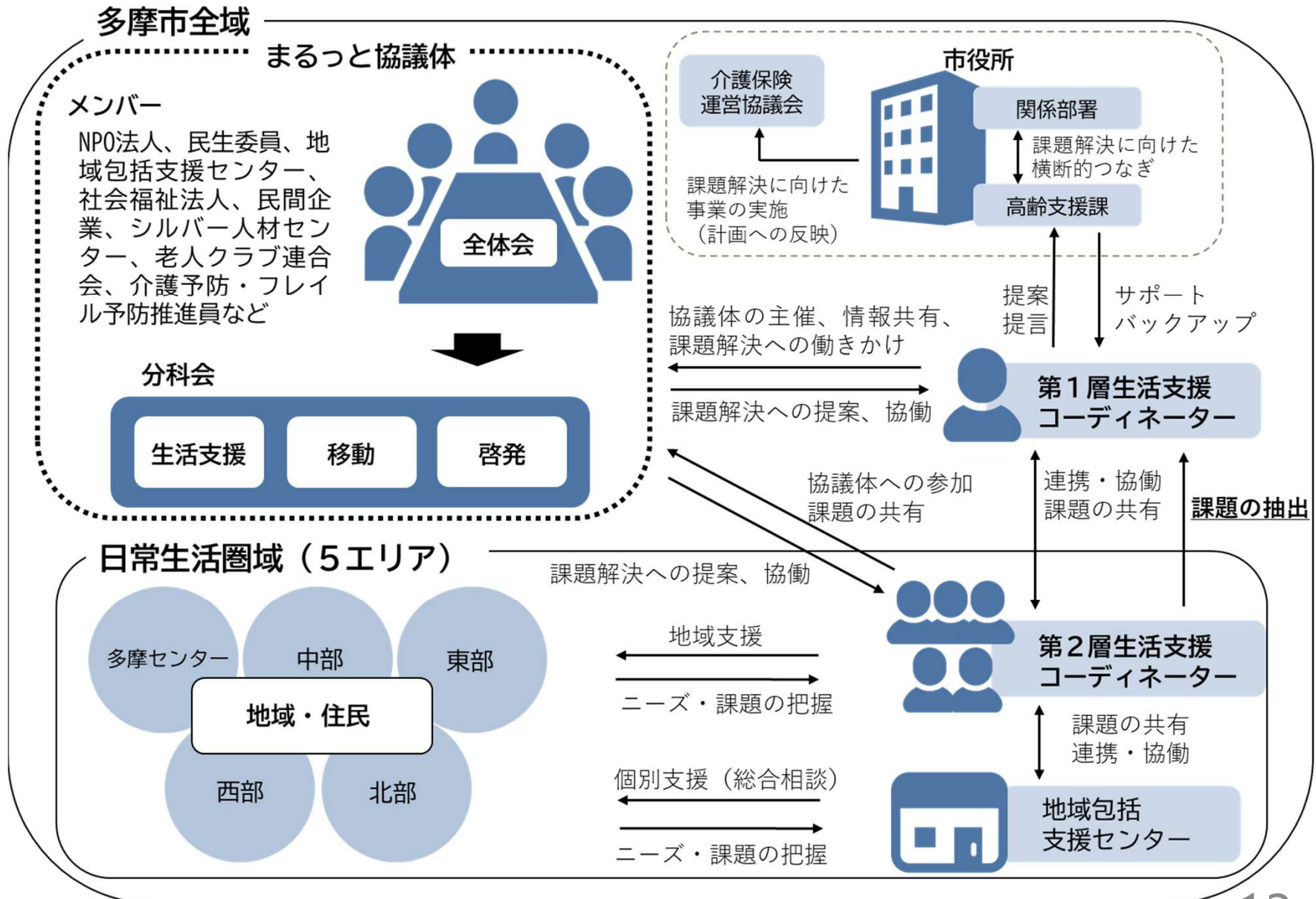
- 情報共有
- 連携・協働

補完

3 生活支援体制整備事業全体イメージ図(R6以降)



4 第1層協議体(まるっと協議体)のイメージ図



5 多摩市の生活支援体制整備事業の主なあゆみ

第1層生活支援体制整備事業

平成27年度	生活支援体制整備事業 開始 生活サポーター養成講座 開始 協議体「生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体」 設置 地域ワークショップ 開催
平成28年度	介護予防・日常生活支援総合事業 開始 プロポーザル方式による委託先選定
平成29年度	第1層生活支援体制整備事業の委託開始(生活支援コーディネーターの配置) <u>一般社団法人多摩マイライフ包括支援協議会へ委託</u> 協議体を「 <u>多摩市まるっと協議体</u> 」へ改名  <u>全体会19回 分科会100回</u> (令和4年度時点) 生活サポーター養成講座の主催を1層へ移管 「多摩市高齢者のための通い・集いの場・生活支援一覧」 作成 「健幸・支えあいフォーラム」 開催
平成30年度	まるっと協議体 分科会スタート 「居場所モデル事業」
平成31年度	「beyond60」 発行 移動支援の実証実験(桜ヶ丘の移動を考える会) 生活サポーターフォローアップ研修会開始
令和3年度	「まるっと協議体通信」 発行 生活サポーター養成講座テキスト改訂 住民主体による訪問型サービスのチラシ作成
令和5年度	「たまし健幸フェスタ」 開催 プロポーザル方式による委託先選定



ここから委託方法変更



5 多摩市の生活支援体制整備事業の主なあゆみ

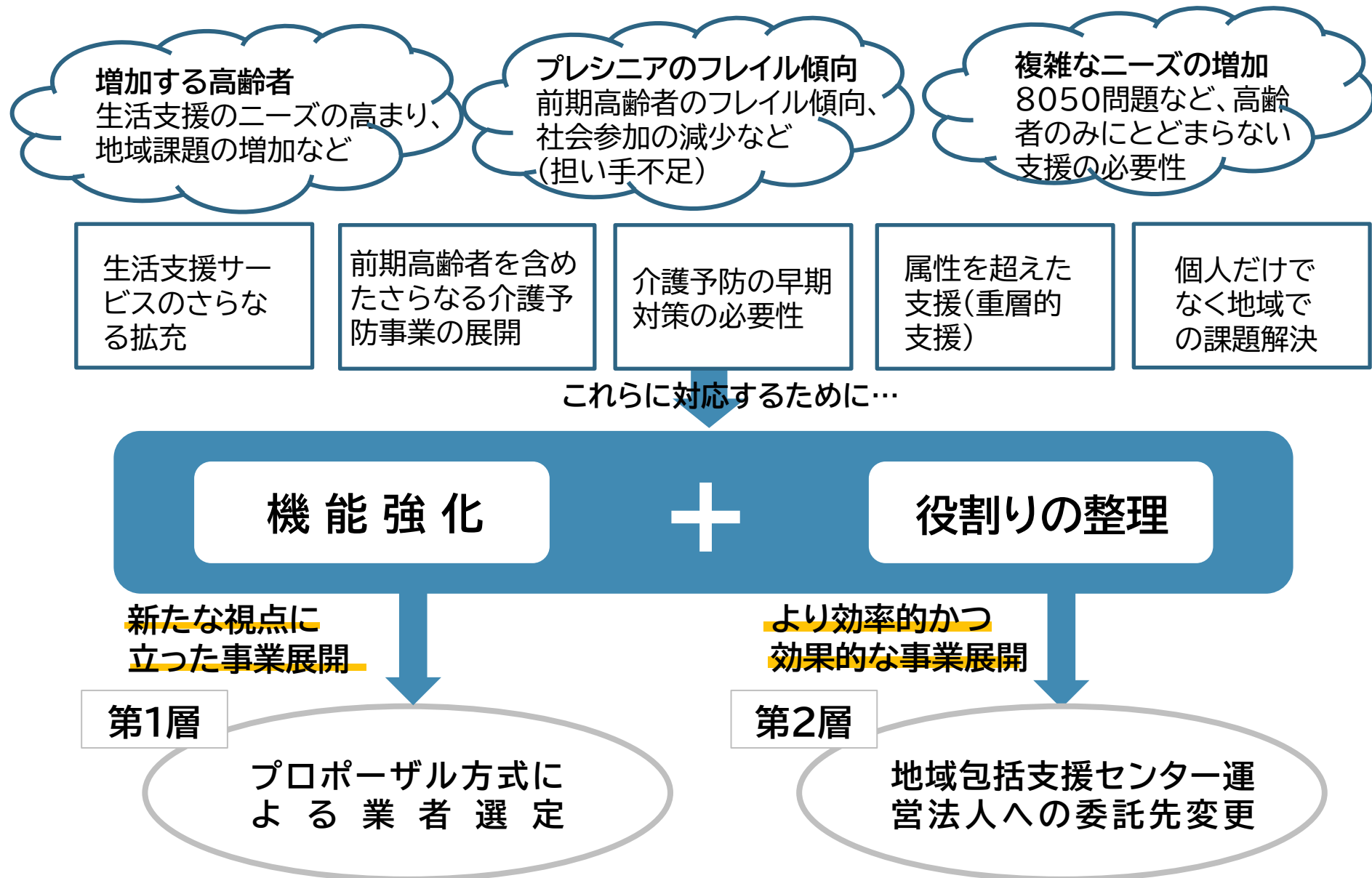
第2層生活支援体制整備事業

平成27年度	生活支援体制整備事業 開始
平成28年度	介護予防・日常生活支援総合事業 開始 永山モデル
平成29年度	第2層生活支援体制整備事業の委託開始(生活支援コーディネーターの配置) <u>社会福祉法人 多摩市社会福祉協議会へ委託</u> 近所de元気アップトレーニング合同説明会 「地域活動・支えあいリスト」 作成 「おむすびプロジェクト」 実施
平成30年度	「近所de元気アップトレーニング」支援開始  <u>42団体(令和6年1月現在)</u>
平成31年度	移動支援の実証実験(桜ヶ丘の移動を考える会) 「特別養護老人ホーム(愛生苑・和光園)見学会」 開催
令和2年度	「多摩市通いの場MAP」「ご近所支えあいハンドブック」「通いの場づくりハンドブック」 発行
令和3年度	「近トレ交流会」 開催
令和4年度	「近トレ中規模プレゼン」 開催
令和5年度	「多摩市通いの場MAP」「地域活動・支えあいリスト」 更新 「多摩市健幸フェスタ」 参加

ここから実施方法変更

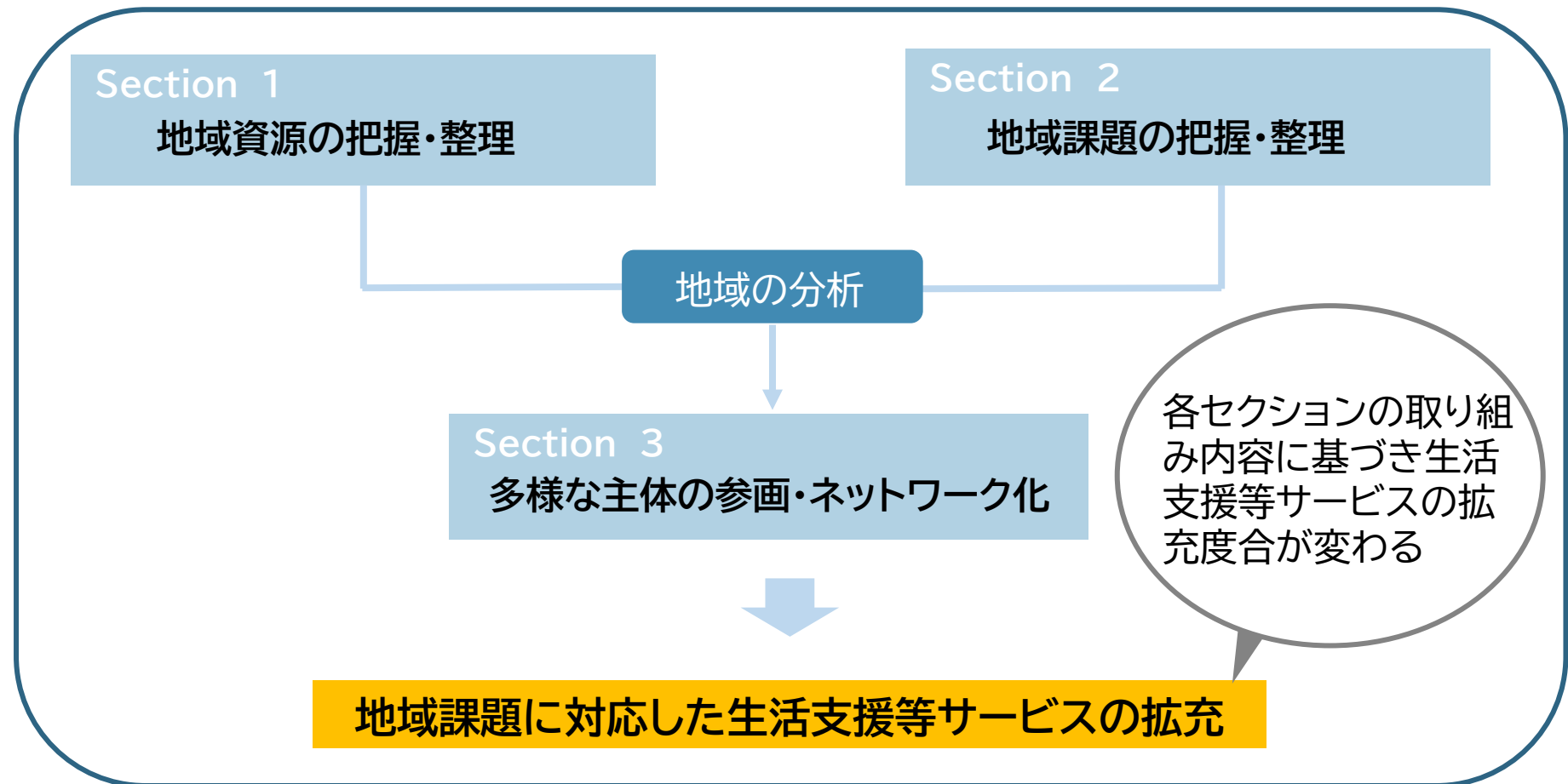


6 委託先変更の背景



7 第1層生活支援体制整備事業の変更により目指すもの

新たな視点に立った事業展開



👉 より実効性の高い取り組みを進めるため、プロポーザル方式による業者選定を実施

8 第2層生活支援体制整備事業の変更により目指すもの

1 機能強化

地域包括支援センター

→総合相談、地域ケア会議等を通じた
個別課題の把握

第2層生活支援コーディネーター

→地域支援を通じた地域課題の把握

一体的に実施
することで...

地域包括支援センターに2層としての
地域支援機能が加わり、高齢者に対
する一体的支援が可能に

地域包括支援センターと2層の一体
的实施により課題把握が効率化され、
より実効性のある取り組みと迅速な
対応が可能に

2 役割の整理

地域包括支援センター

生活支援コーディネーター
高齢者の総合相談窓口とし
ての機能強化
→高齢者に特化した支援

社会福祉協議会

地域福祉コーディネーター
高齢者のみではない、幅広い
層を対象とした支援
→重層的視点での支援

高齢支援課

介護予防事業の実施
(近所de元気アップトレーニング
一部直営化)
→課題解決に向けた事業展開

連携

3 令和6年度の生活支援体制整備事業の取り組み

生活支援体制整備事業の取り組みについて

生活支援体制整備事業

目的

- ・生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)を配置し、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、日常生活支援や介護予防の体制を整備する
- ・住民、民間企業、NPO法人、社会福祉法人等の多様な主体と連携し、地域のささえあい体制づくりを進めることで、高齢者の社会参加の促進や多様な介護予防・生活支援サービスの充実につなげる

課題

- ・高齢者人口の増加に伴い今後さらなる介護予防・生活支援サービスの充実が必要

取り組み	令和6年度の方向性
第1層生活支援コーディネーターの配置	・委託先を一般社団法人多摩マイライフ包括支援協議会から社会医療法人河北医療財団に変更 ・地域資源、地域課題の把握・整理方法の見直しを進め、新たな事業につながるよう地域分析を進める
第2層生活支援コーディネーターの配置	・委託先を多摩市社会福祉協議会から各地域包括支援センターに変更 ・近トレの支援体制変更に伴い、全団体を訪問する ・第1層と連携した地域分析等を進め、地域課題解決につなげる
まるっと協議体の実施	・第1層の変更に伴い新たな実施方法を協議していく

生活支援体制整備事業の取り組みについて

担い手づくり

目的

- ・地域において介護予防活動を広める人材を育成することで、住民主体の介護予防活動につなげる
- ・住民同士の支え合いのある地域につなげることで、在宅生活の安心を確保する
- ・高齢者及び地域住民の活躍の機会を確保する

課題

- ・担い手の高齢化と人材不足
- ・募集をかけても定員に達しないことがある

取り組み	令和6年度の方向性
介護予防リーダー養成講座	・普及啓発事業や民生委員協議会等で周知していく ・重点地域にカラーチラシのポスティングを行う
地域指導員養成講座	・普及啓発事業や民生委員協議会等で周知していく ・重点地域にカラーチラシのポスティングを行う
生活サポーター養成講座	・生活サポーターの不足する地域での養成につながるよう養成講座の実施方法を見直す ・養成講座の内容の見直しを行う
介護予防ボランティアポイント	・担い手を必要としている他事業をボランティアポイントの受け入れ施設とするなど、事業間の連携を進める

生活支援体制整備事業の取り組みについて

場づくり（通いの場）

目的

- ・身近な地域で介護予防に取り組むことのできる場所を増やす
- ・住民同士のつながりによる、見守りや支え合いを増やし、在宅生活の安心を確保する
- ・高齢者及び地域住民の参加・活躍の機会を確保する

課題

- ・担い手の高齢化と人材不足
- ・参加者の受け入れが難しい教室がある
- ・会場の確保や通いの場が必要な地域に活動場所がないなど場所の問題がある

取り組み	令和6年度の方向性
地域介護予防教室	・教室の介護予防リーダーの状況を踏まえ、必要な地域にカラーチラシのポスティングを行い養成につなげる ・生活支援体制整備事業と連携し、今後の教室の配置や活動場所の確保に向けた検討を進める
うんどう教室	・地域指導員が不足している乞田貝取ふれあい広場公園の周辺地域に養成講座のカラーチラシのポスティングを行う ・うんどう教室の参加者を増やすため、周知方法を検討する
近所de元気アップトレーニング	・2層の変更に伴い、支援のサポートを行う ・実施状況を踏まえ必要な地域で説明会を実施し、立ち上げにつなげる

生活支援体制整備事業の取り組みについて

介護予防・生活支援サービス（住民主体による訪問型サービス）

目的

- ・利用者の状態等を踏まえながら生活援助等（日常生活に必要な家事等）を行うことにより、生活機能の維持・向上につなげる
- ・担い手を地域住民（生活サポーター）とすることで、地域における支え合い体制につなげる

課題

- ・利用者の人数が横ばい（70名程度）
- ・生活サポーターが不在の地域がある

取り組み	令和6年度の方針性
住民主体による訪問型サービスの実施	・利用ニーズに応えられるよう、サービス内容を見直し（週1回⇒週2回／買い物同行90分⇒120分） ・生活サポーターの不足する地域での養成につながるよう養成講座の実施方法を見直す ・養成講座の内容の見直しを行う

最後に・・・

団塊の世代が後期高齢者となる２０２５年（令和７年）が翌年に迫る中、第９期計画による取り組みが開始されました。

高齢者人口は２０４０年（令和２２年）まで増加が見込まれていますが、生産年齢人口は減少が予想されていることから、高齢者が健幸を維持し、地域で活躍し続けることのできるまちづくりを進めることは、地域の活力を維持する上で重要な取り組みであると考えています。

生活支援体制整備事業は市民や企業の皆様と連携・協力しながら市役所だけでは解決できない課題を解決し、高齢者の健幸な生活を実現するための事業です。

令和６年度から新たな体制となった生活支援体制整備事業ですが、今までの取り組みを引き継ぎつつ、時代の変化に合わせた取り組みを進めていきたいと考えています。

皆様のお力添えをよろしくお願いいたします。

